



2013年6月6日 第2013-33号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 産業政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

## 下請取引適正化推進月間のキャンペーン標語募集

～中小企業庁及び公正取引委員会～  
毎年11月は「下請取引適正化推進月間」です。

### 応募要領

#### I. 応募資格

どなたでも応募できます。

※個人による応募に限らせていただきます(法人・団体等の応募は無効といたします)。

#### II. 標語のテーマ

親事業者の禁止行為「下請代金の減額の禁止」です。

※標語の中に「減額」等の言葉が入っていても構いません。

減額とは?

親事業者が、下請事業者に責任がないのに、発注時に決定した下請代金を発注後に減額することです。下記のような行為が減額として違反となります。

- 1.消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと親事業者の客先からのキャンセルを理由に、下請代金の額を減じること
- 2.「歩引き」と称して下請代金から一定の金額を差し引いて支払うこと
- 3.下請代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること

#### III. 応募方法

電子メールによる応募に限ります。

電子メールに ①作品(複数可)、②郵便番号、③住所、④氏名(フリガナ)、⑤年齢、⑥職業、⑦電話番号 を御記入の上、下記のアドレスまでお送りください。

メールアドレス [hyougo-koubo2013@meti.go.jp](mailto:hyougo-koubo2013@meti.go.jp)

電子メールの件名は「標語の応募」としてください。

#### IV. 応募上の注意

応募作品は、応募者本人が創作した未発表のものに限ります。

応募は1人何作品でも構いません。

上記(2)のテーマに沿わない作品又は上記(3)の応募方法②～⑦の記載が無い作品は、無効とさせていただきます。

入選した場合、入選者の住所(都道府県のみ)及び氏名(フルネーム)を作品とともに発表いたします(後記5参照)。あらかじめ御了承の上、応募してください。

#### V. その他

応募作品に関する権利は主催者に帰属いたします。

個人情報適切に管理し、応募者本人の同意なく目的外に使用したり、第三者に開示することはありません。

#### VI. 公募期間

平成25年6月3日(月)から同月30日(日)まで

詳細は、中小企業庁事業環境部取引課

電話:03-3501-1511(内線 5291～7) 03-3501-1669(直通)

ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/130603PR.htm>